

公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市立松尾園		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 福祉・保健センター		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	平成12年6月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区松尾893		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	3,170㎡	
	構造/延床面積(㎡)	鉄骨造平屋建/392.02㎡	
	建設費(単位:千円)	225,712千円	
	施設内容	娯楽室1、和室1、団らんコーナー1、男子浴室1、男子脱衣室1、女子浴室1、女子脱衣室1、ゲートボール場1	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 老人憩の家の設置運営について(昭和40年厚生省社会局長通知)
② 設置条例	[条例名] 岡山市立老人憩の家条例
③ 条例に規定された設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	高齢者の交流の場のほか、健康維持、教養の向上、いきがづくりなどの活動の場の提供、拡充
⑤ 設置目的等の達成状況	下記のとおり利用実績あり。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	火曜から日曜(ただし、1/1~1/3まで、及び12/29~12/31を除く)			
③ 開館時間	10時から17時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	10,110人		
	令和4年度	12,770人		
	令和5年度	8,641人	11月~2月休館	
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	機械設備等の定期的な保守点検及び修繕等が必要			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	1,665	1,161	1,937	1,549	
	行政財産目的外使用料	16	16	16	16	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	40	26	37	32	
収入合計		1,721	1,203	1,990	1,597	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	12,615	12,615	12,615	12,615
		補助金等	0	0	0	0
		小計	12,615	12,615	12,615	12,615
	直接経費	維持管理費	500	2,187	871	1,529
		光熱水費	9,124	3,193	4,564	3,879
		その他	0	55,255	0	27,628
		小計	9,624	60,635	5,435	33,035
	支出合計		22,239	73,250	18,050	45,650
	収支差額		-20,518	-72,047	-16,060	-44,054

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金	12,615	12,615	12,615	12,615	
	指定管理料	0	0	0	0	
	補助金等	0	0	0	0	
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		12,615	12,615	12,615	12,615	
支出	管理運営費	人件費	8,800	8,726	7,176	7,951
		施設維持管理経費	3,500	3,726	4,568	4,147
		事務費等	500	685	747	716
	小計		12,800	13,137	12,491	12,814
	事業費	0	0	0	0	
	その他	594	594	594	594	
支出合計		13,394	13,731	13,085	13,408	
収支差額		-779	-1,116	-470	-793	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	浴槽タイルの亀裂→修繕対応済み

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 高齢者が低廉な価格で利用できる入浴施設であり、高齢者の交流の場を創出するほか、健康維持、引きこもり防止、心身を活性化する活動の場を提供するなど、高齢者福祉施策において大きな役割を果たしているため必要。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 当施設は温泉設備を備えており、同種、同類のサービスを民間事業者等で行っていることから、民間型の経営ノウハウ導入の効果が期待できるため。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	公募
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)